第4次机幅市

庭籍物处理精導計画(暴露)

札幌市産業廃棄物処理指導計画について

札幌市域内で発生する産業廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理等を推進するため、札幌市が産業廃棄 物排出事業者及び処理事業者に対して行う指導の方向性を定め、施策を体系化したものです。『廃棄物の処理 及び清掃に関する法律』の規定による法定計画に位置付けられます。

持続可能な環境保全型のまちづくりを 目指し、市民・事業者・行政が協働して、 循環型社会形成の推進に取り組みます。

進行管理

計画目標の達成状況や施策の実施状況 について、市民・事業者・行政が情報を 共有し、それぞれの役割と責務に応じた 取り組みを実行していくため、その結果 について公表していきます。

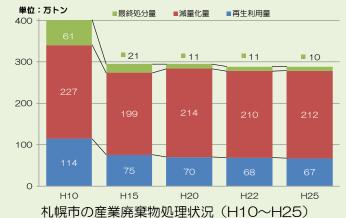
計画期間

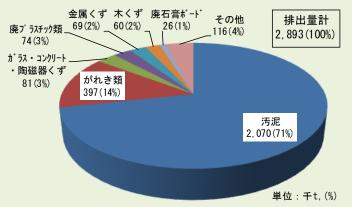
平成28年度からの5年間とし、目標年度を平成32年度とし ます。また、平成30年度を目処に、国の基本方針の改正や社会 情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ本計画の見直しを行います。



札幌市の産業廃棄物処理の現状と課題の整理

札幌市の産業廃棄物は、排出量、最終処分量とも減少を続け推移してきました。しかし、再生利用量は頭打 ちの状況にあり、依然として再生利用の余地がある産業廃棄物が最終処分されている現状にあります。市域内 の処理施設整備や既存施設の有効活用を進め、最終処分の抑制に取り組む必要があります。





札幌市の産業廃棄物種類別排出量(H25)

市民の役割

◆事業者による環境保全活動への協力

役割に応じた取組の必要性

処理事業者の役割と責務

- ◆廃棄物処理法等、関連法令の遵守
- ◆適正処理の推進、周辺環境への配慮
 - ◆経営基盤の安定、資質の向上 ◆環境負荷の低減
 - ◆情報公開の徹底

排出事業者の役割と責務

- ◆排出抑制・リサイクルの推進
- ◆適切な分別、処理事業者の選定
- ◆環境管理体制の確立と情報公開の徹底 ◆拡大生産者責任の考え方に対応した
- 製品の設計、製造・利用

安心して暮らせる環境保全型のまちづくりを

◆環境負荷に対する理解と関心の向上 ◆不法投棄等発見時の通報 産業廃棄物の排出抑制、リサイクル等を推進し、

進めるためには、市民・事業者・行政が協働し、

それぞれが担うべき役割と責務に応じた取組を果たしていく必要があります。

札幌市の役割と責務

- ◆廃棄物処理法等、関連法令の適正な運用 ◆市発注工事における排出抑制等の率先実行
- ◆市民、事業者との連携調整及び意見の反映 ◆市民に対する出前講座等による情報提供
 - ◆排出事業者等に対する適正処理等に向けた優良事例等に係る情報提供
 - ◆処理事業者等に対する再生利用等に向けた先進技術等に係る情報提供

計画目標

① 排出抑制の推進

排出量のH32目標値: 290万トン以下

産業廃棄物の排出量は、社会情勢の変化や経済動向に左右され ることを勘案し、現状と同程度を維持することを目標とします。

③ 再生利用の推進

再生利用率の H32 目標値: 75%以上

未活用資源の再生利用の推進に取り組み、再生利用率を平成 25 年度より 1.3%増加させることを目標とします。

※再生利用率は、上下水道汚泥について脱水等により減量化した後の量を 基準に算出した数値です。

② 最終処分量の減量

最終処分量の H32 目標値: 9 万トン以下

最終処分率の高い種類に集中した施策に取り組み、最終処分量 を平成25年度より1.1万トン減量することを目標とします。

| ④ 市域内処理の推進

市域内中間処理率の H32 目標値: 88%以上

市域外最終処分量の H32 目標値: 5万トン以下 札幌市は、都市としての道義的・社会的責務の観点から産業廃 棄物の市域内処理を基本とし、市域内中間処理率の向上と市域外

最終処分量の削減を目標とします。

計画の基本方針と札幌市の重点施策

新規:第4次計画での新規施策 機械:第3次計画からの継続施策

産業廃棄物の排出抑制及び適正処理の推進

経済的な発展を妨げることなく、産業廃棄物の排出量を減らすことを第一に指導するとともに、廃棄物処理 法等に基づいた適正な産業廃棄物の処理を推進します。

|重点施策1||排出事業者・処理事業者等への指導、啓発の推進

機線 1-1 各種報告書に基づく指導 【 排出 処理 】 新規 1-2 事業系廃棄物に対する一体的指導の推進 【 排出 】

継続 1-3 建設工事現場における指導 (**排**細)

継続 1-4 特別管理産業廃棄物(廃石綿等、PCB、感染性廃棄物)の適正処理推進【*排*Ⅱ】

継続 1-5 産業廃棄物処理事業者への指導 【**処理**】

総続 1-6 産業廃棄物の適正処理に係る普及啓発 【排出 処理】

資料3

継続 1-7 不法投棄の防止対策推進 【 排出 処理 市展】

重点施策 2 信頼のおける優良産業廃棄物処理事業者の育成

継続 2-1 優良産業廃棄物処理事業者制度の活用【*排出<mark>処理</mark>市*展】

重点施策3 非常災害に備えた処理体制の整備

総績 3-1 処理実施要領に基づいた災害発生時処理実務の運用体制等の確認【 処理】

方針2 産業廃棄物の市域内処理の推進

産業廃棄物処理は、経済原則に基づき広域移動を伴う行為であることから、廃棄物処理法では広域処理を原 則としていますが、札幌市では、都市としての道義的・社会的責務の観点から、市域内処理を基本とします。

重点施策 4 本市発注工事における産業廃棄物の排出抑制及び再資源化の推進

継続 4-1 本市発注工事における産業廃棄物の排出抑制及び再資源化の推進 (**排出**)

重点施策 5 産業廃棄物の直接最終処分量低減に向けたリサイクルの推進

新娘 5-1 産業廃棄物の直接最終処分量低減に向けたリサイクルの推進等 (**排出 処理**)

方針3 未活用資源の有効活用の推進

循環型社会の形成に向けて、産業廃棄物の中で再生利用の進んでいないものを「未活用資源」と位置付け、 そのリサイクルを推進することで、最終処分量を抑制します。

重点施策6 直接最終処分率の高い産業廃棄物の資源活用の推進に向けた支援

新線 6-1 直接最終処分率の高い産業廃棄物の資源活用の推進に向けた支援 (**排出 処理**)

排出現場・事業所における分別の徹底による未活用資源の有効利用の推進

新規 7-1 小規模な排出現場・事業所への適正分別等の指導による未活用資源の有効活用推進 【 **処理** 】